

令和7年度長泉町区長連絡協議会総会及び第1回区長会

次第

日時：令和7年4月18日(金)19:00～

場所：長泉町防災センター1階多目的室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 職員等紹介…[資料No.1](#)

4 令和7年度区長連絡協議会役員の選出…[資料No.2](#)

5 令和7年度区長連絡協議会長あいさつ

6 議題・協議事項

(1) 社会福祉協議会

令和7年度長泉町社会福祉協議会会員加入と会費納入について…[資料No.3](#)

※別途、封筒参照

(2) 福祉保険課

①令和7年度日本赤十字社会員増強と会費納入について…[資料No.4](#)

②令和7年度長泉町赤十字奉仕団による地域福祉活動について…[資料No.5](#)

③令和7年度民生委員・児童委員一斉改選について…[資料No.6](#)

(3) 地域防災課

区申請工事に係る道路反射鏡(カーブミラー)の申請方法変更について…[資料No.7](#)

(4) 情報戦略室

広報紙等の配布物について…[資料No.8](#)

(5) 行政課

①東京海上日動火災保険(株)(取扱代理店:三島燃料(株))

自治会活動保険の更新(加入)手続きについて…[資料No.9](#)

②自治会活動保険加入費補助金申請書の提出について…[資料No.10](#)

③コミュニティ施設整備事業等補助金の交付申請について…[資料No.11](#)

④地域日本語教室開催及びサポーター募集について…[資料No.12](#)

⑤令和7年国勢調査の協力について…[資料No.13](#)

⑥令和7年度執行予定の選挙に関するお願いについて…[資料No.14](#)

(6) 区長連絡協議会

①区長連絡協議会事業計画案及び予算案について…[資料No.15](#)

②区長連絡協議会から選出する各種委員について…[資料No.16](#)

7 閉 会

第1回区長会終了後、第1回役員会を開催します。

【資料配布】

(1) 行政課

①行政組織図…[資料No.17](#)

②自治会と関連のある業務の問い合わせ先…[資料No.18](#)

(2) 産業振興課

第29回長泉わくわく祭りの概要について…[資料No.19](#)

(3) 社会福祉協議会

令和7年度小地域福祉活動推進事業助成金の交付申請等について…[資料No.20](#)

(4) 区長連絡協議会

①令和7年度区長名簿…[資料No.無](#)

②長泉町区長連絡協議会規約…[資料No.無](#)

【長泉町区長連絡協議会 事務局】

担 当：行政課地域協働チーム 栗田

電 話：055-989-5500,FAX：055-986-5905

E-mail：chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

長泉町職員名簿〔特別職・部長・課(所)長〕（令和7年4月1日現在）

1 特別職

役 職	氏 名
町 長	池田 修
副 町 長	高田 昌紀
教 育 長	石井 宣明

2 部長級

役 職	氏 名	役 職	氏 名
総 務 部 長	目黒 健一	教 育 部 長	三澤 哲也
住民福祉部長	露木 伸彦	議会事務局長	芹澤 文寿
都市環境部長	椎田 清隆		

3 課(所)長

(町長部局)

部	役 職	氏 名
総務部門	行政課長	佐藤 久敬
	企画財政課長	浅倉 充
	地域防災課長	加藤 和則
	情報戦略室	富田 光
住民福祉部門	福祉保険課長	小長井 圭美
	健康増進課長	上杉 あやの
	住民窓口課長	日比 崇二
	税務課長	中村 秀樹
	長寿介護課長	大嶽 公康
都市環境部門	建設計画課長	水口 章
	工事管理課長	富岡 亘
	産業振興課長	柏木 英樹
	くらし環境課長	杉山 光司
	上下水道課長	大古田 英之

(教育委員会)

部	役 職	氏 名
教育委員会	教育推進課長	穴戸 浩
	こども未来課	中井 章文
	生涯学習課長	小野 秀則
	学校給食センター所長	(兼)三澤 哲也

(会計課、監査委員事務局、農業委員会)

役 職	氏 名
会計課長	小山 政由
監査委員事務局長	(兼)目黒 健一
農業委員会事務局長	(兼)柏木 英樹

(併任・派遣職員)

役 職	氏 名
裾野市長泉町衛生施設組合事務局長	(兼)椎田 清隆

令和7年度 長泉町区長連絡協議会役員【案】

任期／ 自 令和7年4月1日 至 令和8年3月 31 日

役職名	区 名	氏 名
会 長	鮎 壺	後藤 史朗
副会長	谷 津	野々村 昌幸
会 計	杉 原	加藤 忠義
理 事	上土狩	宍戸 実
理 事	エンゼル	松本 清孝
理 事	薄原下	坂間 真雄
理 事	竹 原	鈴木 学
監 事	元長窪	後藤 治彦
監 事	東	諏訪部 光功

※理事は5名以内

事 務 連 絡
令 和 7 年 4 月 18 日

区 長 各 位

日本赤十字社長泉町分区長
池田 修

令和7年度長泉町赤十字奉仕団による「地域福祉活動」について

日頃より、赤十字運動の推進につきましては、区長様をはじめ区民の皆様方のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、赤十字の使命とする人道的な活動を、身近な社会で実践しようとする人々が集まって結成された長泉町赤十字奉仕団による地域福祉活動の申込方法を変更させていただきますので、各区長のご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 変更理由

昨年度までは、区の各組織のご担当者様から随時申込みをいただいておりますが、複数組織に在籍している方が多数回参加し、予算の都合上、申込みをお断りせざる得ない状況になりました。

多くの方に参加していただくために、申込み方法の見直しを行うものです。

2. 申込方法

区で申込希望を取りまとめ、区長経由で申込書を福祉保険課に提出

※原則、年度ごと1区1回の申込とさせていただきます。

※別紙参照

3. 申込締切日

各区で取りまとめ次第ご提出ください。

※予算の都合上、お断りさせていただく場合があります。ご了承ください。

担 当：長泉町役場 福祉保険課

福祉チーム 小宮

電 話：989－5512（直通）

メール：fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

地域福祉活動について

長泉町赤十字奉仕団

長泉町赤十字奉仕団は、赤十字の使命とする人道的な活動を、身近な社会で実践しようとする人々が集まって結成されたボランティア組織です。

地域福祉の増進に貢献するために、様々な活動を行っています。

活動内容

フラワーアレンジメント講座
芝小僧講座
多肉植物講座
リース講座 など

※他の内容については要相談

定員

30 人程度

※申込される区が多数の場合は、
抽選させていただく場合があります。
ご了承ください。

申込方法

申込書を記入の上、福祉保険課に提出（メール・FAX 可）
（区で申込希望を取りまとめて、区長経由で申込みをお願いします。）

※原則、年度ごと1区1回の申込とさせていただきます。

各区取りまとめ次第ご提出ください。



問 長泉町役場 福祉保険課 福祉チーム
 （日本赤十字社長泉町分区事務局）

T E L:055-989-5512

F A X:055-989-5515

M A I L:fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

地域福祉活動申込書

令和 年 月 日

長泉町赤十字奉仕団委員長 様

区名 _____

区長名

長泉町赤十字奉仕団による令和7年度地域福祉活動について下記のとおり申込みします。

チェック	講座名
	フラワーアレンジメント講座
	芝小僧講座
	多肉植物講座
	リース講座
	その他（ ）

希望日： (複数日お願いします)

参加人数： 人

責任者名：

連絡先電話番号：

提出先 長泉町役場 福祉保険課 福祉チーム
(日本赤十字社長泉町分区事務局)

F A X:055-989-5515

M A I L:fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

令和7年4月18日

区 長 各 位

福祉保険課長

令和7年（2025年） 民生委員・児童委員一斉改選について（お願い）

平素より、町福祉行政にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、区から推薦をいただき、厚生労働大臣より委嘱されている民生委員・児童委員については、現在の委員の任期（3年間）が令和7年11月30日をもって満了となることから、本年、12月1日に委員の一斉改選を迎えることとなります。

民生委員・児童委員は民生委員法により国から委嘱される委員であることから、一斉改選にあたっては、推薦から委嘱状が交付されるまでに相当の期間を要するため、推薦・委嘱にあたっては以下のスケジュールにて作業を進めているところです。

推薦スケジュール**令和7年1～2月 現職委員へ継続・退任意向の確認**

※退任意向の委員については、令和6年度の区長に退任の申し出をしています。

☆令和7年4月区長会（本日）にて民生委員推薦依頼（正式依頼）

（推薦期限：6月13日（金））

↓

《長泉町民生委員推薦会（6月下旬～7月中旬）を経て、町→県→国へ推薦書進達》

↓

（令和7年11月末頃、国より委嘱状到着予定）

令和7年12月1日 委嘱状交付

後任者選任（または再任者の推薦）のお願い

上記スケジュールにより、現職委員に対し令和7年1～2月にかけて福祉保険課から退任意向委員に退任理由等を聴取し、退任される委員については委員から令和6年度の区長様へ報告していただいています。その結果に基づく民生委員推薦依頼文書を、本日、各区長様あてに個別配布させていただいております。（退任希望のある区については後任候補者の推薦依頼文書、継続意向の回答を得られた区については再任者の推薦依頼文書となります。）

つきましては、年度当初のお忙しい時期に大変恐縮ですが、期限内の委員推薦についてご協力くださいますようお願いいたします。

※現職の民生委員へも後任委員の人選について、区長様に協力していただくよう依頼をしております。

担 当：福祉保険課福祉チーム 加藤

電話番号：055-989-5512

《民生委員・児童委員※とは》

※以下、「民生委員」

民生委員は、地域の身近な相談役・地域福祉の推進役として、民生委員法に基づき厚生労働大臣から3年間の任期で委嘱され、身分については都道府県の特別職の地方公務員とされています。活動は無報酬で、実費弁償費として年間60,200円が支払われています。

また民生委員は児童福祉法に基づき児童委員を兼任しています。見守り等、児童が安全に育つ環境づくりの推進にあたっています。

1. 民生委員の役割

- ・地域住民の生活状態を適切に把握し、援助を必要とする方の相談に乗り、助言を行うこと
- ・援助が必要な方が福祉サービスを適切に利用できるよう情報提供を行うこと
- ・社会福祉事業者・活動者との連携、支援
- ・関係行政機関の業務への協力

2. 委員の定数基準

国の定数基準・県条例により人口規模ごとに委員の設置人数が定められており、長泉町の現在の委員定数は95名です。

なお、現在の委員数は90名であり、5名の欠員が生じています。欠員の担当地区については近隣地区の民生委員が分担して訪問活動等をしているため、当該委員の負担となっている状況です。

【参考】

厚生労働大臣の定める基準

人口10万人以上の市：170～360世帯ごとに1人

10万人未満の市：120～280世帯ごとに1人

町村部：70～200世帯ごとに1人

(長泉町の1人あたり平均受け持ち世帯数…約198世帯)

3. 具体的な活動

※長泉町委員の活動

地域での活動

- ①地域住民の生活状況の把握(随時) ※活動で知り得た情報の守秘義務があります。
担当区域内の実情を把握し、関係機関と連携して支援を行います。
(主な相談内容／高齢者、生活困窮世帯、ひとり親家庭、障がい者の生活相談等)
- ②福祉行政への協力
高齢者世帯名簿・個別避難計画の作成協力・要配慮者が福祉支援を受けるための具申等を行い、行政で把握し切れない福祉のニーズを把握・協力をしています。
- ③災害時に備えた取り組み
区・自主防災会と連携しながら避難行動要支援者等の問題に取り組んでいます。

協議会活動

- ①民生委員・児童委員協議会定例会（月 1 回・平日の日中）
全委員が集まり、情報共有や行政事業の協力要請、研修会等を行っています。
- ②研修会への参加(年 5 回程度)
静岡県主催や協議会独自の研修等に参加し、資質向上に努めています。
- ③専門部会活動（定例会開催日および部会研修…年 2～3 回程度、ボランティア協力）
約 20 人の委員で専門部会を構成し、部会のテーマに沿った活動を行っています。
（情報共有・研修活動・福祉団体へのボランティア協力等）
- ④地域ブロック活動（ブロック会議…年 3 回程度）
隣接する複数区の委員により地域ブロックを構成し、地域の課題検討や、隣接地区委員同士での協力体制を構築しています。

4. 次回一斉改選による委員の任期

委員の任期については 3 年とされており、次回一斉改選による委員の任期は令和 7 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 30 日となります。

委員の選任基準

少子高齢化・家庭機能の変化等に伴い、住民の福祉ニーズは複雑・多様化しており、住民を地域で支援する地域福祉の推進や、保健・医療など関係分野との一層の連携が求められています。また生活困窮に関する相談は全国的に依然多く、地域での要支援ケースが増えている中、民生委員・児童委員の役割はますます重要となり、これらの期待に応えるためにも活発な行動力と柔軟な指導力を有する方の確保が重要となります。

以上のことから、各区からの候補者の選任にあたっては以下の基準を踏まえていただきますようお願いいたします。

○社会福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情を把握し、住民が気軽に相談でき、かつ守秘義務を守れる方。委員活動を行うための時間的余裕があること。家族の理解が得られ、委員活動を行うにあたって健康状態に支障のない方。

○年齢要件 ※年齢基準日：令和 7 年 12 月 1 日

推薦する際の目安として、新たに推薦する場合は 75 歳未満の方が望ましいとされていますが、ご本人の健康状態等によって個別に判断いたしますので、事前にご相談ください。

○複数の委員の選任をいただいている区については、男女比や区内における委員選出地区のバランスをとっていただくことが望ましいですが、難しい場合はこの限りではありません。

◆円滑な支援活動が継続するため、委員の欠員が生じないようご理解・ご協力をお願いいたします。

補 足（Q & A）過去の改選時に寄せられたご質問

Q. 推薦期限までに候補者が決まらない場合どうすればよいか？

A. やむを得ず期限を過ぎる場合も、なるべく早期に候補者が決定するようご協力をお願いいたします。

なお、一斉改選にあたっては国で統一の推薦期限が定められているため、町の推薦期限後の推薦になる場合、令和7年12月1日付け委嘱に間に合わず、他の委員との活動開始時期にずれが生じ活動に支障をきたしたり、委員在任年数ごとの表彰に月数が欠け、表彰対象とならなかったりなどの影響が生じます。

推薦期限内での推薦にご協力くださいますようお願いいたします。

Q. 仕事をしている人を推薦できるか？

A. 仕事をしている場合も推薦は可能ですが、定例会・研修会等への出席や地域での見守り活動に時間が確保できる方の推薦をお願いいたします。

Q. 民生委員をすることで制約が生じることがあるか？

A. 民生委員法第16条により、民生委員はその職務上の地位を政党または政治的目的に使用してはならないと規定されています。

政治活動に該当する範囲の線引きは難しい部分であり、客観的に批判の対象となり得るため、民生委員には原則政治活動を控えていただくようお願いしています。（個人的な政党支持は除く）

Q. 委員を引き受けていただける方の状況から、男女比が偏ってしまう場合はどうしたらよいか？

A. 担当地区内の要支援者が異性である場合などの協力体制などの点から、複数委員がいる区についてはなるべく男女比のバランスをとっていただくことが好ましいですが、やむを得ない場合についてはこの限りではありません。

民生委員・児童委員選考要領

1 基本方針

少子高齢化・家庭機能の変化等に伴い、住民の福祉ニーズは複雑・多様化しており、住民を地域で支援する地域福祉の推進や、保健・医療など関係分野との一層の連携が求められています。また生活困窮に関する相談は全国的に依然多く、地域での要支援ケースが増えている中、民生委員・児童委員の役割はますます重要となり、これらの期待に応えるためにも活発な行動力と柔軟な指導力を有する方の確保が重要となります。

これらのことから、各区からの候補者の選任にあたっては以下の基準を踏まえていただきますようお願いいたします。

2 民生委員・児童委員の適格基準

民生委員・児童委員の適格者は、本町町議会議員の選挙権を有する方（推薦時点で長泉町に3か月以上住民登録のある方）のうち、概ね以下の要件を備えている方とします。

○（人格・家庭状況等）

- ・福祉に対する理解と熱意があり、地域の実情を把握し、住民が気軽に相談でき（住民からの信望があり）、守秘義務を守れる方。
- ・委員活動を行うための時間的余裕があること。
- ・児童および妊産婦の見守り、相談支援を行う適性があること
- ・家族の理解が得られ、委員活動を行うにあたって健康状態に支障のない方。

○（年齢要件） ※年齢基準日：令和7年12月1日

推薦する際の目安として、新たに推薦する場合は75歳未満の方が望ましいとされておりますが、ご本人の健康状態等によって個別に判断いたしますので、事前にご相談ください。

※ 複数の委員の選任をいただいている区については、男女比や区内における委員選出地区のバランスをとっていただくことが望ましいですが、難しい場合はこの限りではありません。

あなたの力が必要です

～地域のみなさんの幸せのために～

長泉町

民生委員・児童委員協議会

2024年12月版

長泉町の民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員は地区担当委員と主任児童委員※で構成されています

※主任児童委員は各小・中学校区を担当区域とし、厚生労働大臣により指名され、児童の健全育成、子育て支援活動の中心的役割を担っており、長泉町では現在3名が活動しています。

民生委員・児童委員 地区担当委員の活動

- ・地区のみなさんの生活の見守り 独り暮らしの高齢者宅等への訪問
- ・生活上のさまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるように専門機関につなぐ
- ・長泉町民生委員・児童委員協議会（長泉町内の民生委員・児童委員で構成する組織のこと、以下、“民児協”とする）の定例会・研修への出席
- ・町（住民福祉部門・教育委員会）や社会福祉協議会（以下、“社協”とする）からの依頼に応じた調査、連絡等

委員の人数・任期

地区担当委員（88名）+主任児童委員（3名） 合計 91名

男性 49 名・女性 42 名（令和6年12月現在）

地区担当委員の人数は“70～200世帯ごとに1人”の基準に従い、長泉町では現在88名（定数91名）が各区からの推薦・選考を経て、活動しています。



退職後、地域のために何かしたいと思っていたところ、地区の方から声をかけていただいて委員を引き受けました。

任期は1期3年です

次回一斉改選での任期は

令和7年12月～

令和10年11月です

1期目 50名（55%）

2期目 19名（21%）

3期目 17名（19%）

4期目以上 5名（5%）

50代 6名（6%）

60代 41名（45%）

70代 43名（48%）

80代 1名（1%）

お仕事をしながら活動している委員 41名（45%）

・働きながら活動される方が増えてきています。



活動日が決められていないので、都合のつく範囲で時間を工夫して活動しています。困ったときには、同じ地区または近隣地区の委員に相談しやすいです。

会 合 ・ 研 修

定 例 会

(月1回・月曜日・午前中)

福祉会館・いずみの郷の会議室にて 町・社協・民児協からの連絡など

4 つ の 専 門 部 会

(月1回 定例会の後) ※会議日以外の研修に出席することがあります



各部会でスキルアップ研修(年間2回)・施設訪問研修(年間2か所)が計画されています

四部会に分かれて活動します。毎年、同じメンバーで部会が変わるので、いろいろなことが学べ、仲間づくりもしやすいように工夫されています。

★高齢者福祉部会

高齢者に関する福祉活動支援・協力、在宅高齢者の援助活動等の推進

(活動例)

- ・さつき園見学・行事支援
- ・シニアクラブ スポーツ大会支援
- ・介護保険のしくみと高齢者福祉サービスや、認知症について研修 など

★児童福祉部会

児童・ひとり親家庭に関する福祉活動支援、子ども子育て家庭支援

(活動例)

- ・ススミダス、のびスマ、飛龍高校三島スクール等 訪問研修
- ・現在の小中学校の様子(講話や授業参観を通じて)を見学 など

★障がい児者福祉部会

障がい児者への援助活動の強化や福祉のまちづくりの推進

(活動例)

- ・沼津視聴覚特別支援学校 訪問研修
- ・行事の支援
- ・福祉事業所の見学、障がい者雇用の現場訪問
- ・車いすの操作体験 など

★地域福祉部会

地域における相談・支援活動の強化や防災等の共同活動の展開等、共に支えあう地域社会づくりの推進

(活動例)

- ・地域包括支援センターについて学ぶ
- ・裁判所での傍聴
- ・いずみの郷外出支援 など

地域ブロック会議

(年4回程度)



町全体を7つのブロックにわけて 地域に特化した会議・研修を行います。

いつでも、同じブロック(地区)の委員がとても親身になって相談にのってくださるので心強いです。

全体研修(講座・視察訪問など)

定例会の日の午後や、県内外・宿泊での研修があります。

・スキルアップ研修(傾聴講座・ゲートキーパー研修等)・県外の福祉法人施設の見学・研修(宿泊あり)

・施設・展示会等見学・研修

・県の新任委員研修・中堅委員研修 など

研修で、気づく・声をかける・聴く・つなぐ・見守ることの大切さを学びました。



民生委員・児童委員の活動を通して感じたこと

ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯を訪ねるとき、ドキドキしたし、心を開いてくれるまで会話が續かず、
気まずい雰囲気になったこともありました。足を運ぶたび笑顔で応対してくれるようになり、「ありがとう。」
「また来てね。」「楽しみにしています。」と言われるとうれしくなって、続けてきて良かったと思いました。

こんなふうを感じている委員が多いです

*委員にならなければ訪問できなかった場所に行けたり、お話をうかがったり、体験できたことがたくさんあり、
他の地区の委員の方とも親しくなれて、**自分にとってプラスになりました。**
*あまり気負わずに。人のためにとと思って民生委員を引き受けましたが**自分のためになっていること**
が多いように思います。

できる範囲で決して無理せずに。自分で解決するものでなく、民生委員の仲間に相談したり、得た
情報を町や社協にあげたり、地域包括への連絡・報告等でつなぎの役割をすることが重要です。

民生委員・児童委員は地域と専門機関等の**つなぎ役**です

地域の人たちとコミュニケーションが取れる人ならば、**誰でもできます。**

研修も充実しているので、安心して参加してください。

「たいへんそう。」「できるかな?」そう思っていた方も多いです

「民生委員の仕事はたいへん」と言われますが、役場から依頼される調査や名簿の更新などを除けば、自分のペースで活動できます。まずは、『**自分の地域の状況を知る。**』という思いで活動してみてもいいでしょう。見えないところがいっぱい見えてきます。

委員を次の方に引き継いだら、

今度は自分が民生委員にお世話になるのだと気づきました。



事 務 連 絡
令和 7 年 4 月 18 日

区長 各位

地 域 防 災 課 長

区申請工事に係る道路反射鏡(カーブミラー)の申請方法の変更について (お願い)

春暖の候、ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

日頃、町交通安全行政に、ご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、町内において、道路反射鏡(カーブミラー)の設置により目視確認を怠ったことに起因した交通事故が発生していることから、令和 5 年 10 月に裾野警察署監修の下、道路反射鏡設置基準を設けて設置の可否を判断させていただいております。

例年、交通安全施設(外側線やグリーンベルト、交通規制及び道路反射鏡等)に係る区申請工事の要望書の提出につきましては、8 月末を期限に提出をお願いしておりましたが令和 7 年度より、道路反射鏡の設置要望に限り、地域防災課において随時受付を行い、その後、現地調査等を行った上で、設置の可否を回答させていただく申請方式に変更させていただきます。

なお、道路反射鏡(カーブミラー)以外の交通安全施設(外側線、グリーンベルト等)につきましては、「区長引継ぎ資料」「9 交通安全施設の維持管理」に記載のとおり変更はございませんので、引き続き、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がありました、下記担当までご連絡ください。

記

- 1 変更内容 新 地域防災課窓口にて随時受付
旧 区申請工事に合わせて申請
- 2 申請の流れ 別紙「道路反射鏡申請の流れ」のとおり

担 当 地域防災課 平川
電話番号 055-989-5505
E-mail bousai@town.nagaizumi.lg.jp

令和 年 月 日

長 泉 町 長 様

区 名 _____ 区

区長名 _____

電 話 _____

令和○年度 道路反射鏡設置申請書

優先 順位	申 請 箇 所 住所等明記すること	内 容	位置図№	写真№
1				
2				
3				
4				
5				

《記入上の注意》

- ・ 申請箇所 申請地先地番、目標物等明記してください。
- ・ 内 容 申請箇所の具体的な現場の状況を記入。
- ・ 図 番 号 添付する位置図の番号を記載してください。
道路反射鏡設置基準を参照してください。

記入例

令和6年 月 日

長 泉 町 長 様

区名 ○ □ **×**

区長名 長泉 太郎

電話 055-989-5505

令和〇年度 道路路反射鏡設置申請書

優先 順位	申 請 箇 所 住所等明記すること	内 容	位置図№	写真№
1	下土狩 1 - 1 付近 交差点	道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できないため。	1	1
2				
3				
4				
5				

《記入上の注意》

- ・申請箇所 申請地先地番、目標物等明記してください。
 - ・内 容 申請箇所の具体的な現場の状況を記入。
 - ・図 番 号 添付する位置図の番号を記載してください。
- 道路反射鏡設置基準を参照してください。**

道路反射鏡（カーブミラー）の設置基準

令和5年10月
長泉町地域防災課

1. はじめに

本基準は、長泉町がカーブミラーを設置する場合に適用します。

カーブミラーは、建物や壁等が原因で見通しの悪い交差点や曲線部において、自動車の直接目視確認が困難な場合に車両等の衝突防止を目的として設置するものです。

遠近感が分かりにくい等のデメリットに加え、ミラーのみを注視することによる歩行者や自転車の巻き込み事故の危険性について警察からの指摘もあることから、設置については慎重に判断しています。

2. カーブミラーの特性について

カーブミラーは、建物や壁等により見通しの悪い交差点や曲線部において、原則、自動車同士の直接目視確認が困難な場合に、事故防止を目的として設置するものです。カーブミラーを設置すると次のようなメリット、デメリットがあります。

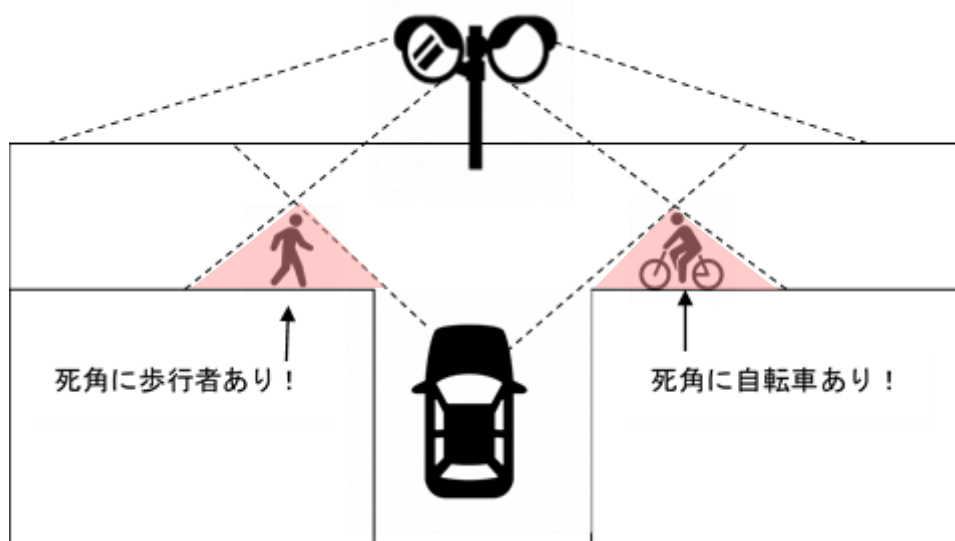
【メリット】

- ①運転手が直接目視できず、見通しの悪い交差点または曲線部においては、道路構造の改良が理想的だが、カーブミラーの設置は工事費を抑えられることから、早期の安全対策に繋がる。
- ②カーブミラーが設置されていることにより、運転手が直接目視できず、見通しの悪い危険な交差点であると認識できる。

【デメリット】

- ①図1のとおり、カーブミラーは運転手の目線に設置される設備であり、見えない部分（死角）が必ず生じるため、死角から出てくる自転車や歩行者の発見が遅れることがある。
- ②接近する車がないことを遠方から確認できるため、通過速度の上昇や一時停止違反を招きやすい。
- ③カーブミラーに映る車は小さく見え、遠くに感じやすいため、速度感・距離感がつかみづらい。
- ④カーブミラーには左右が反転して映るため、手前と奥が逆に見え、混乱を招きやすい。

図1



カーブミラーだけを注視することにより、本来実施すべき一時停止や徐行をせずに交差点に進入することで、事故が発生するリスクが高くなることや、カーブミラーの設置が交通事故の誘発、交通ルール無視を助長してしまうケースが増えています。これらの危険性があることから、設置については慎重に判断しています。

※カーブミラーはあくまで安全確認の「補助施設」であり、安全確認は運転者自身の直接目視によることが原則です。

3. カーブミラーの設置基準について ※別紙「交差点等における一般的な設置の判断基準」参照

(1) 歩道部でのカーブミラー設置について

歩道や自転車道、自転車歩行者道を含む交差点については、事故の多発等により特に危険と認められ、設置場所等の条件が適合する場合には、カーブミラーや路面標示等の設置をします。

(2) カーブミラーを設置しないと判断する場合

原則、歩行者等の安全を最優先としており、直接目視が困難な場合でも通学路や高齢者施設等が付近にある道路には、設置による歩行者等への危険性を重視し、設置を見送る場合があります。

なお、設置しないと判断した場合、運転者への注意を促す代替案として、交差点マークや白線等の路面標示を提案する場合があります。路面標示等を設置することにより、運転者に対して危険な箇所であると、視覚的に認識させ、慎重な運転に繋げることが事故を減らす上で重要と考えています。

また、以下のア～ウの場合においてはカーブミラーを設置することはできません。

ア 道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できない場合

イ 民地に設置する場合において地権者の無償使用が認められない場合

ウ 下記の箇所については、利用者や受益者が限定されるため設置しません。なお、歩道や路側帯を横切る場合は、一時停止義務があります。(道路交通法第17条第2項)

①私道と町道の交差点及び私道内(図2)

②個人宅や事業所、施設等からの出入口(図3)

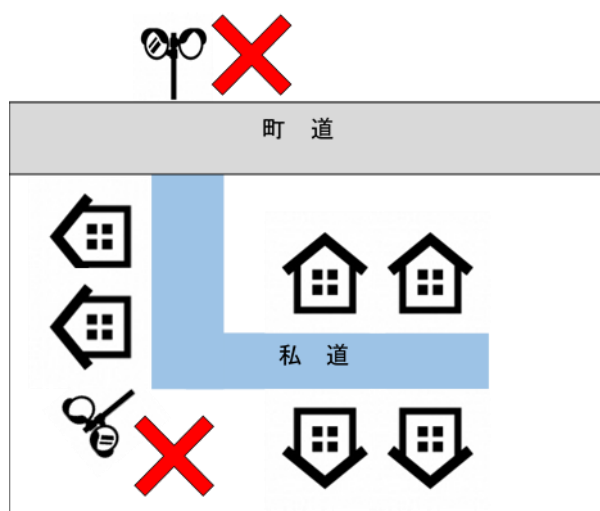


図2



図3

4. 私有地の形状変更に伴う、公道上に設置されたカーブミラーの移設等について

土地利用事業等による私有地内の形状変更（出入口等の変更）に伴い、公道上に設置されたカーブミラーを移設、撤去する場合には、原因者負担工事での対応となります。自己都合による公共物の形状変更等については、管理者の判断のもと、原因者負担工事での対応となっています。

5. カーブミラーの撤去について

既存のカーブミラーについては、下記の理由により撤去する場合があります。

- （１）私有地に無償使用で設置されているカーブミラーが、地権者の都合により継続が困難となった場合。
- （２）既にカーブミラーが設置されている交差点で、一時停止や徐行義務を怠ったことが原因と思われる事故が多発した場合には、裾野警察署と協議し、撤去する場合があります。（図４）

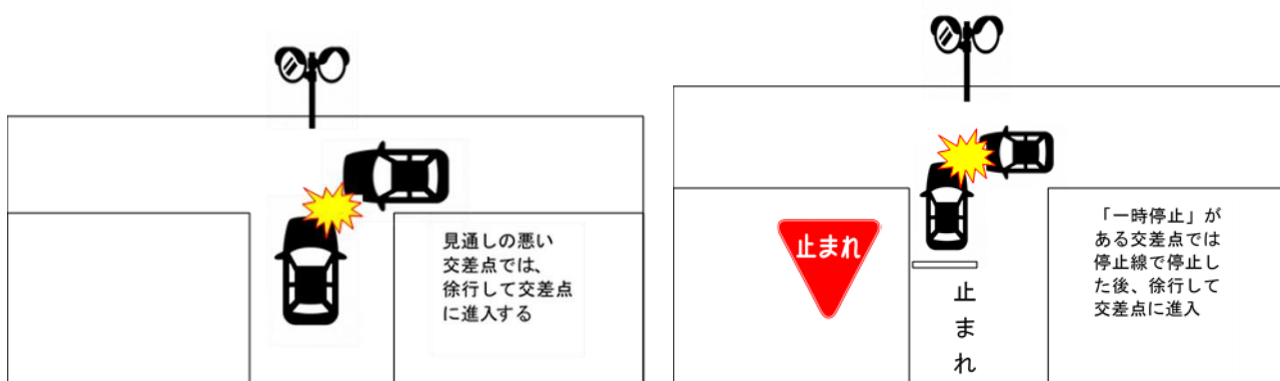


図 4

6. カーブミラーの設置要望について

カーブミラーの設置は、メリットがある一方、デメリットもあることから地域の総意が必要と考えています。基本的にはお住まいの区を通じて長泉町（地域防災課）へ要望して頂くようお願いします。各区におかれましては、カーブミラーを設置することにより発生する危険性（交通事故を誘発する、交通ルール無視を助長する）に十分御留意頂きますようお願いいたします。

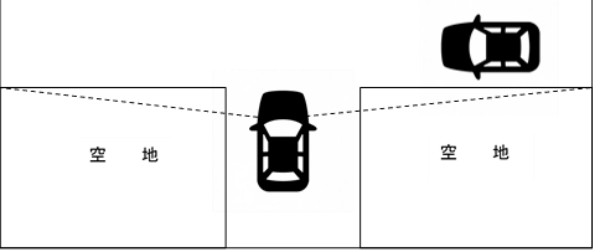
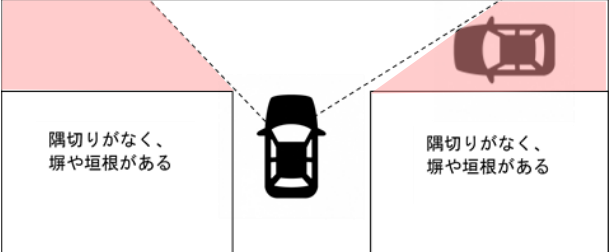
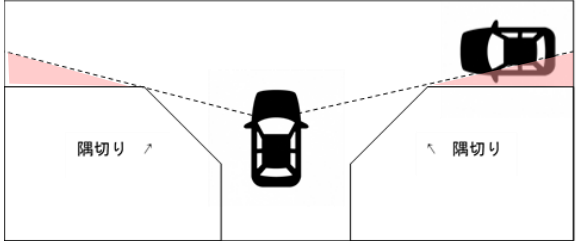
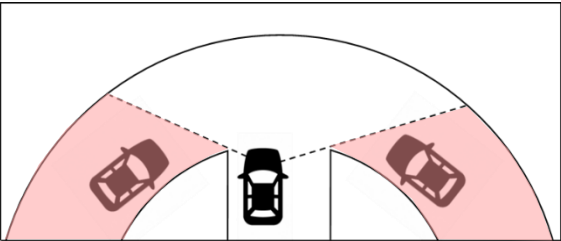
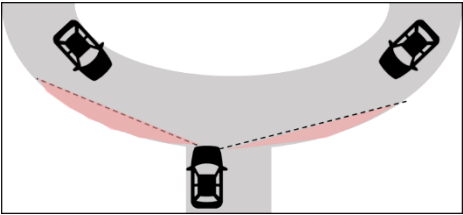
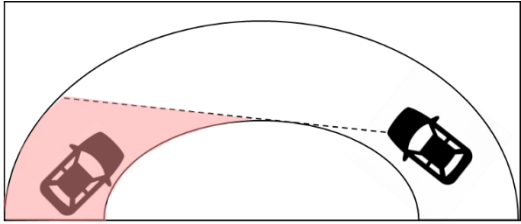
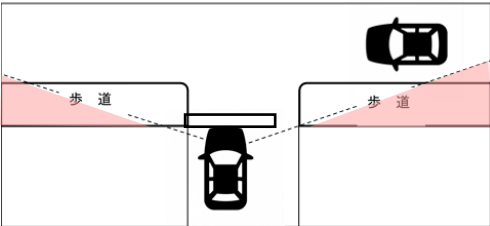
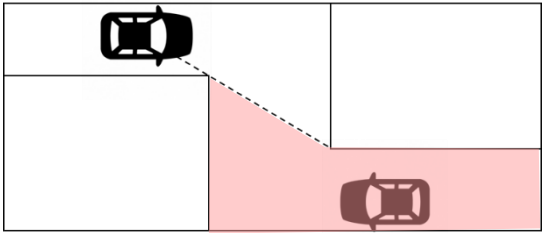
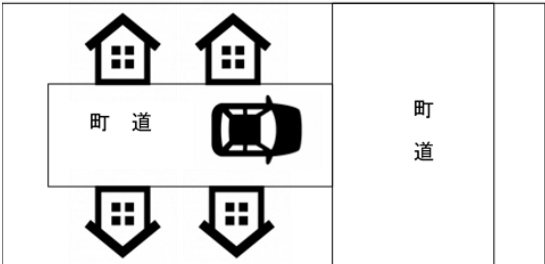
※事故が起きたという理由だけでは、カーブミラーの設置理由にはなりません。事故はあくまでも運転者の責任であり、安全運転を行う義務があります。

7. カーブミラーの設置後について

設置したカーブミラーが、車両接触等の原因で見にくくなった場合は、長泉町（地域防災課）へご連絡ください。角度調整等の対応を行い改善します。

※車両の接触等により傷ついたり、破損したカーブミラーの中で、角度調整等により必要な視認性を確保できると判断した場合は、継続して使用します。また、接触等による破損が多発した場合、道路の通行または利用上において安全な箇所に設置できていないと判断したときは撤去を検討します。

また、区の要望により設置したカーブミラーにおいて、民地の樹木等が繁茂し、ミラーに写り込んだり覆いかぶさってしまった場合は、各区を通じて土地所有者に樹木の剪定等依頼するようお願いいたします。

 設置しないと判断する場合 (法令に定められた通行を行えば危険が除去できる)	 設置を検討する場合
①空地等の土地利用形態により、見通しが確保できている場合。 	①道路幅員が狭く、民地内の塀や垣根等により、見通しが確保できない場合。 
②隅切りがあり、見通しが確保されている場合。 	②内へカーブしており、見通しが確保できない場合。 
③外へカーブしており、見通しが確保されている場合。 	③急カーブで、見通しが確保できない場合。 
④歩道があり、一時停止や徐行をして歩道部分へ進むことにより見通しが確保できる場合。 	④屈折部で、見通しが確保できない場合。 
⑤行止まり道路等の袋状道路で利用者が限定される場合。 	

※設置可否については、原則、地域防災課長及び生活安全相談員又は交通事故相談員立会いのもと現地を調査し判断します。

長 情 戦 第 1 号
令和7年4月18日

区 長 各 位

情報戦略室長

広報紙等の配布物について

日頃から町行政の推進につきまして、ご理解ご協力を賜わり厚くお礼申し上げます。さて、町では、住民の皆様へ行政情報をお知らせするため、『広報ながいずみ』をはじめ、各種広報紙類を発行しております。広報紙などの配布にあたりましては、区長様をはじめ班長・役員の皆様方に大変お手数をおかけしておりますが、本年もこれまで同様、ご協力をお願いいたします。

記

1 配布日 1日の午前中（1日が日曜・祝日の場合は、その前日）

※広報ながいずみ以外の発行物も広報ながいずみ配布日の午前中に配布します。

※各区への配布予定日は、別紙1「令和7年度各区への広報配布日」をご参照ください。

2 配布場所 各区指定の場所

3 配布部数 各区指定の部数（全戸配布部数、回覧部数）

※配布場所、配布部数に変更が生じた場合は下記担当または右記の二次元コードからご連絡ください。



4 その他

※上記定期発行物以外の配布物、回覧物等につきましても、広報紙の配布時期、または定例の区長会で配布のお願いをさせていただくことがありますのでご協力をお願いいたします。

情報戦略室

担 当：日高・土屋

T E L：055-918-2015

F A X：055-986-5905

E-mail：dx@town.nagaizumi.lg.jp

令和7年度 各区への広報配布日

	1日号
4月	4月1日(火)
5月	5月1日(木)
6月	5月31日(土)
7月	7月1日(火)
8月	8月1日(金)
9月	9月1日(月)
10月	10月1日(水)
11月	11月1日(土)
12月	12月1日(月)
令和8年 1月	1月5日(月)
令和8年 2月	1月31日(土)
令和8年 3月	2月28日(土)
令和8年 4月	4月1日(水)

令和7年度「区へ配布をお願いしている主な定期刊行物等(回覧)」

発行物名	発行予定月	配布方法	編集・発行
広報ながいずみ	毎月(年12回)	全戸配布	情報戦略室
ふれあいカレンダー	12月	全戸配布	情報戦略室
家庭ごみ収集カレンダー	令和8年3月	全戸配布	くらし環境課
サンライズ(裾野警察署管内防犯協会地域安全ニュース)	毎偶数月	回覧	地域防災課
長泉わくわく祭り交通部会からのお知らせ	6月	回覧	産業振興課
いぶしぎん	9月、令和8年3月	回覧	シルバー人材センター
シニアクラブ長泉だより	9月・令和8年2月	回覧	社会福祉協議会
地域元気わくわく教室	未定	回覧 (実施希望があった区のみ)	健康増進課
駿東地区レクリエーションスポーツフェスティバル in 長泉	10月	回覧	健康増進課

自治会活動保険 保険料納入方法について

保険料の納入について、区長連絡協議会事務局(行政課窓口)に見積書、保険加入申込書、自治会活動保険加入費補助金交付申請書と一緒にご持参いただくことが難しい場合は、下記口座にお振り込みいただくことも可能です。

振込先／

金融機関	富士伊豆農協
支店名	長泉支店
口座種別	普通
口座番号	24559
口座名義	長泉町区長連絡協議会 (ナガイズミチヨウクチヨウレンラクキョウギカイ)

納入期限／

5月12日(月)15:00 ※厳守

(1) 通信欄に区名をご記入ください。

例:〇〇区

※通信欄に記入できない場合は、電話連絡等で事務局までご報告願います。

(2) 振込手数料について、大変恐縮ですが、各区においてご負担ください。

(3) 納入期限までに必ず納入いただき、見積書と申込書、自治会活動保険加入費補助金申請書についても、別途、**納入期限日までに**区長連絡協議会事務局(行政課)に必ずご提出ください。(保険料を納入されても書類が未提出のままですと、保険加入更新手続きと保険加入費補助金の申請手続きをお受けできませんのでご了承ください。)

なお、見積書、申込書、自治会活動加入費補助金申請書の提出時に領収書を希望される場合は、振り込みが確認できるものをご持参ください。

※お願い

自治会活動保険は、加入を希望する区を取りまとめ、長泉町区長連絡協議会として保険料を一括納入し、更新手続きをしますので、納入期限は厳守でお願いします。

保険料納入に関する問合せ／

長泉町区長連絡協議会事務局(行政課内)(担当 栗田)

電話 055-989-5500、FAX055-986-5905、E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

長行政第35号
令和7年4月18日

区長各位

行政課長

長泉町自治会活動保険加入費補助金申請書の提出について(依頼)

町では、各区が安心して活発に自治会活動を行うことができ、地域振興及び住民の福祉増進を図ることを目的として、自治会活動保険に加入する区に対し、補助金を交付します。

自治会活動保険については、各区からの申込書を取りまとめ、長泉町区長連絡協議会として一括で加入しますが、町からの自治会活動保険加入費補助金については、保険加入する区に対し、それぞれ交付されることになるため、「長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱」に基づき、「自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書」の提出が必要になります。

つきましては、自治会活動保険の更新(加入)手続きの際に、併せて別紙申請書兼請求書の提出をお願いします。

記

提出期限／5月12日(月)※厳守

提出場所／行政課

提出書類／自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書

提出方法／「自治会活動保険加入申込書」と併せて、別紙「自治会活動保険加入費補助金申請書兼請求書」に区長印を押印の上、提出

(あらかじめ記載している振込先口座を確認の上、日付、金額は記入せずに、
提出してください。)

※やむを得ず提出期限に間に合わない場合は、事前に下記担当までご連絡ください。

担当／行政課地域協働チーム 栗田
電 話:055-989-5500
FAX:055-986-5905
E-mail:chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

○長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱

令和3年3月22日告示第71号

長泉町自治会活動保険加入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、コミュニティ活動の円滑な推進を図るため、自治会活動保険に加入する区に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、長泉町補助金等交付規則(昭和54年長泉町規則第10号)及びこの要綱の定めるところによる。

(補助金の額)

第2条 補助金の額は、基準プランを設定し、そのプランに加入した際の費用の2分の1以内に自治会活動保険加入世帯数を乗じた額とする。

(補助金の交付申請)

第3条 区は、長泉町自治会活動保険加入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、長泉町自治会活動保険加入費補助金交付決定(却下)通知書(様式第2号)により区に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により交付決定をしたときは、当該決定を受けた区に対し、補助金を交付する。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

記入例

様式第1号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

長泉町自治会活動保険加入費補助金交付申請書兼請求書

記入しない 年 月 日

長泉町長 池田 修 様

申請者職 ○○○区 区長

氏 名 ●● ●●

区長
印

令和 7 年度において長泉町自治会活動保険加入費補助金を交付されるよう
関係書類を添えて申請及び請求します。

1 交付申請額 記入しない 円 ※記入しないでください

2 振込先 ※ご報告いただいた振込先を記載しています。

(南駿農協は合併後の新しい名称と支店名に読み替えて記載しています。)

金融機関名・支店名

口座名義人

口座種別

口座番号

捨印

(区長印)

3 添付書類

自治会活動保険加入申込書の写し※保険加入申込時に行政課でコピーします

長行政第 36 号
令和 7 年 4 月 18 日

区長各位

長泉町長 池田 修

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金の内示について(通知)

日頃、町行政の推進につきましてご理解とご協力を賜わり、厚くお礼申し上げます。

さて、町では地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業を実施する各区に対して補助金を交付しています。

下記一覧は各区から昨年度要望をいただき、補助対象となった事業になりますので、事業着手前に申請書等を提出し、町からの補助金交付決定通知日以降に事業着手してください。

また、事業計画の変更等がある場合や当初予定にない緊急事業を実施する場合は、事前に下記担当までご相談ください。

記

1 内示事業一覧【9区 12 事業】

No.	区 名	事 業	詳 細
1	元長窪	区公民館施設整備事業	区公民館和室畳替え等修繕工事
2	谷 津	区公民館施設整備事業	簡易児童館白蟻消毒工事
3	南一色	テレビ整備事業	区公民館テレビ更新(買替)
4	南一色	映像再生装置整備事業	区公民館映像再生装置更新(買替)
5	新屋町上	区公民館施設整備事業	区公民館屋根等修繕工事
6	駅 中	区公民館施設整備事業	区公民館照明器具 LED 化工事
7	東	区放送施設整備事業	区放送設備(アンプ更新)工事
8	杉 原	区公民館施設整備事業	区公民館改修(外壁・塗装等)工事
9	杉 原	屋外掲示板整備事業	区屋外掲示板更新(買替)
10	原 分	区公民館施設整備事業	区公民館屋上防水・塗装工事
11	竹 原	区放送施設整備事業	区放送設備(スピーカー増設)工事
12	竹 原	区放送施設整備事業	区放送設備(スピーカー改修)工事

担当:行政課地域協働チーム 栗田 電話:055-989-5500

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請手続きについて

時 期	項 目	内 容
前年 7月～9月	●次年度のコミュニティ補助要望書提出	7月開催の第3回区長会資料として配布
4月	コミュニティ補助事業 内示	第1回区長会
4月～2月	【手順1】 ●コミュニティ施設整備等補助金 交付申請書提出 ※ <u>必ず事業着手前に提出してください。</u>	【交付申請書 必要書類】 ・様式1号 補助金交付申請書 ・様式2号 事業計画書 ・ <u>見積書2者以上(同じ日付のもの)</u> ・カタログ(写) ・その他、必要書類(位置図 等) ※契約書を締結している事業は、契約書の写しを提出してください。
	【手順2】 ●補助金交付決定通知書(町⇒区) ※申請書提出日から、概ね1週間程度で 交付決定通知書を交付します。	
	【手順3】 ●事業着手	
	【手順4】 ●事業完了 ↓ ●実績報告書提出	【実績報告書 必要書類】 ・様式4号 実績報告書 ・領収書(写) ・写真(事業内容が確認できるもの) ・様式5号 請求書
	【手順5】 ●補助金交付確定通知書(町⇒区)	
	【手順6】 ●請求書を提出 ※請求書の提出は、実績報告書と同時に 提出することもできます。	補助金は、請求書の提出から、概ね 1カ月以内に区指定の口座へ振り込みま す。
	【注意事項】 事業内容に変更がある場合は、事業計画変更承認申請書(様式3)の提出が 必要になります。(※変更しようとする場合は、必ず事前にご相談ください。) 添付書類:変更後の金額がわかるもの(見積書等)、変更箇所の図面等。	

※申請書は町ホームページからダウンロードできます。

※区公民館の建て替え(新築・増築含む)、耐震補強工事を検討している区は、随時ご相談ください。

○長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱

(昭和 59 年 3 月 29 日告示第 8 号)

改正 昭和 60 年 10 月 1 日告示第 42 号 昭和 61 年 9 月 11 日告示第 46 号
平成 2 年 3 月 30 日告示第 12 号 平成 2 年 9 月 29 日告示第 38 号
平成 6 年 9 月 26 日告示第 72 号 平成 13 年 12 月 11 日告示第 75 号
平成 20 年 2 月 28 日告示第 25 号 平成 22 年 1 月 28 日告示第 3 号
平成 26 年 8 月 29 日告示第 53 号 令和元年 9 月 26 日告示第 31 号
令和元年 11 月 12 日告示第 47-2 号

第 1 趣旨

町長は、地域の振興を図るため、コミュニティ施設整備事業等を実施する各区
に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関して
は、長泉町補助金等交付規則(昭和 54 年長泉町規則第 10 号)及びこの要綱の定め
るところによる。

第 2 補助の対象、補助率等

別表第 1 のとおりとする。

第 3 交付の申請

提出書類 各 1 部

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付申請書(様式第 1 号)

事業計画書(様式第 2 号)

第 4 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 次に掲げる事項の一つに該当する場合には、あらかじめ町長の承認を受けな
ければならないこと。

ア 補助事業に要する事業費の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

イ 補助事業の事業量の 20 パーセントを超える変更をしようとする場合

(2) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、町長の承認を
受けずに補助の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は
担保に供してはならないこと。

(3) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、
その収入の全部又は一部を町に納付させることがあること。

(4) 補助事業により取得し、又は効力の増加した財産については、事業の完了後
においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を
図らなければならないこと。

(5) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれ
らの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しておかなけれ
ばならないこと。

第 5 変更承認申請書

提出書類 1 部

事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第 3 号)

第 6 実績報告

(1) 提出書類 各 1 部

実績報告書(様式第 4 号)

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日以内

第 7 請求の手続

(1) 提出書類 1 部

請求書(様式第 5 号)

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書受領後 10 日以内

別表第 1 (第 2 関係)

補助の対象		補助率等
事業の区分	経費の区分	
1 区公民館 施設整備事業	(1) 新築(建替えを含む)・増築	事業費(別表 2 に定めるものを除く)の 2 分の 1 以内。ただし、3,000 万円を限度とする。
	(2) 改修	事業費 20 万円以上のものに対し事業費の 2 分の 1 以内。ただし、300 万円(3 年間通算)を限度とする。
		消防法(昭和 23 年法律第 186 号)に適合する消防設備に改善するものに対し事業費の 2 分の 1 以内
		事業費 20 万円を超えるユニバーサルデザインへの対応のために改修するものに対し事業費の 4 分の 3 以内。ただし、300 万円を限度とする。
		耐震診断に基づき補強するもの(既存建築物に限る。)に対し事業費の 4 分の 3 以内。ただし、1,000 万円を限度とする。
	(3) 敷地	別表第 3 に定める基準面積に標準単価を乗じた額の 2 分の 1 以内
2 区放送施設整備事業	(1) 新築・改修	事業費 5 万円以上のものに対し、事業費の 2 分の 1 以内。ただし、放送柱の移設を伴う改修は除く。
	(2) 放送柱の移設を伴う改修	事業費の 10 分の 10 以内。ただし、50 万円を限度とする。
3 複写機購入事業	新設・買替	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、1 台につき 20 万円を限度とする。なお、区公民館 1 箇所につき 1 台を補助の対象とし、買替は 5 年以上のものとする。
4 公共用電話架設事業	新設	事業費の 2 分の 1 以内。ただし、5 万円を限度とする。

5 テレビ整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
6 映像再生装置整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、1台につき10万円を限度とする。なお、区公民館1箇所につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
7 エアコン整備事業	新設・買替・修繕	事業費5万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は5年以上のものとする。
8 パソコン等整備事業	新設・買替	事業費の2分の1以内。ただし、10万円を限度とする。なお、各区につき1台を補助の対象とし、買替は5年以上のものとする。
9 屋外掲示板整備事業	新設・買替	事業費10万円以上のものに対し、事業費の2分の1以内。なお、買替は10年以上のものとする。

備考

- 1 補助額に1,000円未満の端数があるときは、その端数額は切り捨てるものとする。
- 2 既存建築物とは、昭和56年5月31日以前に建築され、又は同日において工事中であった建築物をいう。
- 3 耐震補強するための耐震診断及び補強後の耐震性の評価は、平成18年1月25日国土交通省告示第184号による方法（国土交通大臣がこれと同等以上と認める方法を含む。）とし、木造以外の既存建築物にあつては、静岡県耐震診断指標値（以下、E tという。）を用いた耐震性能の評価であること。
- 4 木造の既存建築物にあつては、耐震診断によって耐震評点が1.0未満と診断され、耐震補強工事を行った後に、耐震評点が1.0以上となる当該耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 5 木造以外の既存建築物にあつては、耐震補強工事を行った後の耐震評点が、各階の構造耐震指標／E t $\geq$ 1.0となる耐震補強工事に要する費用を事業費とする。
- 6 耐震補強工事に基づく補助金の交付を受けようとする者は、第3に定めるもののほか、建築時期を明らかにする書類、耐震診断結果報告書、耐震補強計画書を町長に提出するものとする。
- 7 耐震補強工事に基づく補助金の交付決定を受けた者は、第6に定めるもののほか、施行箇所ごとの着工前、着工中及び完了時の写真、静岡県耐震診断補強相談士を証するものを町長に提出するものとする。

別表第 2（別表第 1 関係）

補助対象外経費
(1) 用地造成費
(2) 解体撤去費
(3) 外構工事費
(4) 設計費及び測量試験費
(5) 事務費

別表第 3（別表第 1 関係）

世帯数	基準面積
100 未満世帯	200 平方メートル
100～ 199 世帯	300 平方メートル
200～ 299 世帯	360 平方メートル
300～ 399 世帯	400 平方メートル
400～ 499 世帯	460 平方メートル
500～ 599 世帯	500 平方メートル
600～ 699 世帯	560 平方メートル
700～ 799 世帯	600 平方メートル
800 以上	660 平方メートル

備考

- 1 世帯数は、交付申請書提出日の属する月の初日において、長泉町の住民基本台帳に記録されている数とする。
- 2 1 平方メートル当たりの標準単価は、当該土地の固定資産評価額を基準として町長が定める。ただし、当該土地が宅地以外の土地である場合は、近傍類似の宅地の評価額を基準とする。
- 3 敷地拡張の場合は、在来分と合わせた面積が基準面積を上回る場合、当該上回る面積は補助対象としない。
- 4 取得面積が別表第 3 に定める基準面積を下回る場合は、当該取得面積を基準面積とする。

長泉町コミュニティ施設整備事業等補助金交付要綱(取扱い基準) **R5.4.1~**

補助の対象		取 決 め 等
事業の区分	経費の区分	
1.区公民館施設整備事業	(1)新築・増築	新築、増築、既存施設の改築
	(2)改 修	① 内外装等の改修 【補助対象】 内部改修工事、外壁塗装、防錆塗装、防水工事、ビニルクロス張替、給排水工事、白蟻予防 等 【補助対象外】 外構工事、電球・蛍光灯等の消耗品類の交換、公民館の改修のうち、管理人のみ(管理人室等)が使用する場所の改修工事 等
		② 消防設備の改善 【補助対象】 非常灯改修、防災(難燃性)カーテン設置
		③ ユニバーサルデザインへの対応 【補助対象】 手摺設置、スロープ設置、開き戸から引き戸への改修、和式便器から洋式便器への改修、車椅子対応トイレへの改修、室内の段差解消
		④ 耐震補強 【補助対象】 耐震補強工事のみ(耐震診断に基づき補強する工事に限る。) 【補助対象外】 耐震診断、耐震補強計画
	(3)敷 地	区公民館用地の購入
2.区放送施設整備事業	(1)新築・改修	区放送設備の新設、改修 【補助対象】 放送柱、スピーカー、配線、アンプの設置・改修 等 【補助対象外】 メガホン、簡易(携帯用)放送設備
	(2)放送柱の移設を伴う改修	地主などの第3者から急遽放送柱の移設を要請された場合など、あらかじめ放送柱の移設を想定することが困難な場合に限り、事業費の10分の10以内で50万円を限度として補助 【必要書類】 地主からの要請書や土地登記簿謄本等、その事実を客観的に証明できる書類 【(1)新築・改修の補助対象となる事業】 計画的に放送柱を移設する場合は、「(1)新築・改修」の対象事業とし、事業費5万円以上のものに2分の1以内の補助

3.複写機購入事業	(1)新設・買替	複写機(コピー機)の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 複写機(コピー機)本体の購入 【補助対象外】 複写機(コピー機)のリース契約
4.公共用電話架設事業	(1)新 設	固定電話設置
5.テレビ整備事業	(1)新設・買替	テレビの購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 テレビ本体の購入のみ 【補助対象外】 テレビラック、アンテナ工事、配線工事
6.映像再生装置整備事業	(1)新設・買替	映像再生装置(ビデオ、DVD、ブルーレイ、プロジェクター)の購入は、区公民館1箇所につき1台、各区2台までを補助対象 【補助対象】 映像再生装置(DVDプレーヤー等)の購入のみ
7.エアコン整備事業	(1) 新設・買替・修繕	【補助対象】 公民館に設置するエアコン
8.パソコン等整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 パソコン、ディスプレイの購入 ※パソコン購入時のみプリンター購入も補助対象 【補助対象外】 パソコンラック、パソコン用ソフト、ケーブル類
9.屋外掲示板整備事業	(1)新設・買替	【補助対象】 屋外に設置する掲示板の整備

※3,5,6,7,8 の買替は5年以上のものとし、9 の買替は 10 年以上のものとする。

長 行 政 第 25 号
令和7年4月18日

区 長 各 位

行 政 課 長

多文化共生の取り組みについて

陽春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、町では第5次長泉町総合計画にて「町内在住の外国人が暮らしやすい環境整備の推進」を掲げ、国籍や性別等によらない多様性社会の構築を目指しています。当町の外国人数の推移をみても、過去5年間で100人以上増加し、今後も増加していくと予想しています。

そこで町は、多文化共生の一環として、日本語教室（にっち長泉）を昨年度は8回開催しました。教室では、地域に住む日本人がサポーターとなり、身近なテーマを基に対話をしながら日本語を学ぶことができ、地域の外国人と日本人がつながる場、外国人の居場所づくりとしての役割を見出すことができました。

多文化共生社会を推進するためには、私たち日本人も、異文化を知り、学び、相互に理解することが大切であり、地域の皆様と共に、「みんなが住みやすい“ちょーどいい”まち」を目指し、多文化共生社会を推進していきたいと考えております。

つきましては、地域を代表する皆様にも多文化共生事業にご協力いただきたく、日本語教室へのサポーターとしての参加や見学など、興味のある方は、担当までご連絡ください。

○令和7年度の予定

- ・地域日本語サポーター養成講座

日時：令和7年6月22日（日）、29日（日）

※詳細は、町ホームページでお知らせ予定（5月）

- ・日本語教室

令和7年7月～11月（全10回）

担 当／地域協働チーム 山川

電話番号／055-989-5500

F A X／055-986-5905

E-mail /chiiki@town.nagaizumi.lg.jp

令和6年度の取り組み

○地域日本語サポーター養成講座

日本語教室で、外国人学習者を支援するボランティアを対象とした講座を開催
(参加者 30 人)

【内容】(2日間各 2.5 時間)

- ・町の外国人の現状
- ・対話交流型の教室とは
- ・教材等の説明
- ・体験ワーク



○日本語教室 (全 8 回、各 1.5 時間)

学習者 (外国人) とサポーターがペアになり、
対話を通して日本語を学ぶ対話交流形式にて実施

日時	テーマ	学習者数	サポーター数
9/29	自己紹介(オリエンテーション&レベルチェック)	22	25
10/13	食べ物	13	21
10/27	休みの日	14	19
11/10	買い物	17	12
11/24	産業祭へ行こう(体験)	14	15
12/1	地震の備え(体験)	7	17
12/15	年中行事	10	14
1/19	書道(体験)	9	21



区 長 各 位

長泉町行政課長

令和7年国勢調査の協力について(依頼)

陽春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃、町行政の推進にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和7年 10 月1日に実施する国勢調査は、日本国内に住む全ての人と世帯を対象とする最も基本的かつ重要な統計調査であり、調査の結果は社会基盤の基礎データとして、各種施策の基礎資料となるものです。

当町では、令和7年国勢調査の円滑かつ確実な実施と精度の高い調査に取り組むため、副町長を本部長とする「令和7年国勢調査長泉町実施本部」を設置いたしました。

つきましては、9月から 10 月までの間、民間調査員や長泉町職員が調査員として各家庭を訪問させていただきますので、各区長におかれましては、国勢調査の円滑かつ確実な実施に向け、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。また、国勢調査の啓発用ポスターの掲示依頼を後ほどさせていただく予定ですので、ご協力を重ねてお願い申し上げます。

記

1 はじまります！国勢調査リーフレット

別紙のとおり。

担 当：行政課地域協働チーム 山脇、山川

電話番号：989-5500

はじまります! 国勢調査

インターネット回答で
かんたん便利に!



調査期日

2025年
10月1日

日本に住んでいるすべての人と世帯を対象とした、最も重要な統計調査です!

5年に一度、全員参加の統計調査



国勢調査 2025



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



総務省統計局・都道府県・市区町村



令和7年10月1日に 国勢調査を実施します

国勢調査は、日本の未来をつくるために必要な調査です。

国や地方公共団体が正確な統計に基づいて、公正で効率的な行政を行うためには、
日本に住むすべての人と世帯に漏れなく、正確な回答をしていただく必要があります。

令和7年国勢調査へのご協力をお願いします。

国勢調査ってどんな調査？

- ・国勢調査は、5年に一度実施する最も重要な統計調査です。
- ・日本に住むすべての人と世帯(外国人の方も含む)が対象です。

＼ 単身世帯の方も！ ＼

すべての人と
世帯が
対象なんだ！



一人暮らしの
大学生も
対象なんだ！



新生児も
対象なんだ！



＼ 日本に住む外国人の方も！ ＼

日本に住む
外国人も
対象なんだ！



結果は何に使われるの？

調査の結果は、さまざまな行政施策の基礎データとして利用されます。

調査の結果は、我が国の人口の基本となる法定人口として、選挙区の区割りや地方交付税の算定の基準などに利用されます。また、男女・年齢別人口、昼間人口、世帯構成(高齢者のいる世帯など)、産業別の人口などの統計は、国や地方公共団体の社会福祉、雇用、環境整備、災害対策などをはじめとして、あらゆる施策の基礎データとして利用されます。民間企業等においても、さまざまな分野で幅広く活用されています。

子育て支援にも
利用されているのね。



少子高齢社会の実態も
わかるのね。



地震や大雨の時の避難所をつくるにも、
正確なデータが必要なんです！



新しくコンビニをつくる時にも、
データを活用しています！



どうやって回答するの？

インターネット回答のほか、調査票を郵送又は
調査員に提出する方法により回答を行います。
※この調査ではインターネットでの回答をおすすめしています。



スマホで
かんたん！



国勢調査2025キャンペーンサイト

<https://www.kokusei2025.go.jp/>

国勢調査2025

検索



長 選 号 外
令和 7 年 4 月 18 日

区長 各位

長泉町選挙管理委員会書記長
(長泉町行政課長)

令和 7 年度執行予定の選挙に関するお願いについて

各種選挙の執行につきましては、毎回、区長の皆様には多大なるご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、本年 7 月には参議院議員通常選挙が、また、先日報道発表しましたとおり 9 月 7 日には長泉町長・長泉町議会議員選挙が執行される予定となっております（参議院議員通常選挙日程は確定していませんが、一部報道では「7 月 20 日投開票」とされております。）。

各種選挙の執行にあたり、以下の事項にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

1 投票立会人の選任

各区の投票所は以下の＜区別投票所一覧＞のとおりとなりますが、選挙の投票事務執行にあたり、選挙管理委員会において各投票所につき延べ 6 人の投票立会人の選任が必要となります。このことから「別紙 1」及び「別紙 1 の 2」のとおり、各選挙において投票立会人のご推薦をお願いいたします（投票立会人の役割等については「別紙 2」をご確認ください。）。

※ 正式な選任依頼につきましては、参議院議員通常選挙は選挙日程が確定次第、長泉町長・長泉町議会議員選挙は、選挙期日が近づきましたら改めてさせていただきます。

＜区別投票所一覧＞

- 第 1 投票所：元長窪・上長窪・屋代住宅
- 第 2 投票所：下長窪・谷津・池田・鮎壺（北小校区）・高専・尾尻住宅
- 第 3 投票所：八分平・駿河平・南一色・東べ南一色
- 第 4 投票所：納米里・荻素
- 第 5 投票所：上土狩・惣ケ原・エンゼル
- 第 6 投票所：中土狩・シャリエ中土狩
- 第 7 投票所：新屋町上・新屋町中・新屋町下・鮎壺（長小校区）
- 第 8 投票所：鮎壺（南小校区）・駅上・駅中・駅下・薄原下・シャルマン
- 第 9 投票所：薄原上・西・原・東・シャリエ南・シャリエ東
- 第 10 投票所：高田・エンゼル西・原分（長泉中央通り東側）・三軒家
竹原（長泉中央通り東側）・杉原・グランツ・シャルマン竹原
- 第 11 投票所：原分（長泉中央通り西側）・竹原（長泉中央通り西側）・本宿

2 その他

選挙の啓発ポスターの掲示等にご協力をお願いします。

担当 選挙管理委員会（行政課内）勝又
電話 055-989-5500

< 投票所別投票立会人選任依頼一覧 >

(令和 7 年 7 月執行予定 参議院議員通常選挙)

別紙 1

投票区	投票場所	区名	前半 7:00~13:30	後半 13:30~20:00	合計
第 1 投票所	桃沢幼稚園	元長窪	2	1	3
		上長窪	1	1	2
		屋代住宅		1	1
第 2 投票所	下長窪区公会堂	下長窪	1	1	2
		谷津	1		1
		池田		1	1
		鮎壺 (北小校区)	1		1
		尾尻住宅		1	1
第 3 投票所	長泉町民体育館	駿河平	1	1	2
		南一色	2	2	4
第 4 投票所	ウェルピアながいずみ	納米里	2	2	4
		荻素	1	1	2
第 5 投票所	米山梅吉記念館	上土狩	2	2	4
		惣ヶ原		1	1
		エンゼル	1		1
第 6 投票所	勤労者体育センター	中土狩	2	2	4
		シャリエ中土狩	1	1	2
第 7 投票所	長泉町文化センター	新屋町上	1	1	2
		新屋町中	1		1
		新屋町下	1	1	2
		鮎壺 (長小校区)		1	1
第 8 投票所	コミュニティながいずみ	鮎壺 (南小校区)	1		1
		駅 上		1	1
		駅 中		1	1
		駅 下	1		1
		薄原下		1	1
		シャルマン	1		1

投票区	投票場所	区名	前半 7:00～13:30	後半 13:30～20:00	合計
第9投票所	さつき園	薄原上		1	1
		西		1	1
		原	1		1
		東	1		1
		シャリエ南		1	1
		シャリエ東	1		1
第10投票所	知徳高等学校	高田		1	1
		エンゼル西		1	1
		原分（長泉中央通り東側）	1		1
		三軒家		1	1
		竹原（長泉中央通り東側）			0
		杉原			0
		グランツ	1		1
		シャルマン竹原	1		1
第11投票所	南こども園	原分（長泉中央通り西側）	1		1
		竹原（長泉中央通り西側）	1	1	2
		本宿	1	2	3
合計			33	33	66

< 投票所別投票立会人選任依頼一覧 >

(令和 7 年 9 月 7 日執行 長泉町町長・長泉町議会議員選挙)

別紙 1 の 2

投票区	投票場所	区名	前半 7:00～13:30	後半 13:30～20:00	合計
第 1 投票所	桃沢幼稚園	元長窪	1	1	2
		上長窪	1	2	3
		屋代住宅	1		1
第 2 投票所	下長窪区公会堂	下長窪	1	1	2
		谷津		1	1
		池田	1		1
		鮎壺（北小校区）		1	1
		尾尻住宅	1		1
第 3 投票所	長泉町民体育館	駿河平	1	1	2
		南一色	2	2	4
第 4 投票所	ウェルピアながいずみ	納米里	2	2	4
		荻素	1	1	2
第 5 投票所	米山梅吉記念館	上土狩	2	2	4
		惣ヶ原	1		1
		エンゼル		1	1
第 6 投票所	勤労者体育センター	中土狩	2	2	4
		シャリエ中土狩	1	1	2
第 7 投票所	長泉町文化センター	新屋町上	1	1	2
		新屋町中		1	1
		新屋町下	1	1	2
		鮎壺（長小校区）	1		1
第 8 投票所	コミュニティながいずみ	鮎壺（南小校区）		1	1
		駅 上	1		1
		駅 中	1		1
		駅 下		1	1
		薄原下	1		1
		シャルマン		1	1

投票区	投票場所	区名	前半 7:00～13:30	後半 13:30～20:00	合計
第9投票所	さつき園	薄原上	1		1
		西	1		1
		原		1	1
		東		1	1
		シャリエ南	1		1
		シャリエ東		1	1
第10投票所	知徳高等学校	高田	1		1
		エンゼル西	1		1
		原分（長泉中央通り東側）			0
		三軒家			0
		竹原（長泉中央通り東側）	1		1
		杉原		1	1
		グランツ		1	1
		シャルマン竹原		1	1
第11投票所	南こども園	原分（長泉中央通り西側）		1	1
		竹原（長泉中央通り西側）	1	1	2
		本宿	2	1	3
合計			33	33	66

<投票立会人について>

(1) 役割

投票が行われる際の事務が、適正かつ公正に行われるよう監視すること。

(主な仕事)

- ① 選挙人が投票所に入場し、投票箱に投票用紙を入れ、退場するまでの立会い。
- ② 最初の選挙人が投票する前に、投票所内にいる選挙人の面前で投票箱を開き、投票箱に何も入っていないことの確認の立会い。
(午前 7 時から午後 1 時 30 分まで従事する方のみ)
- ③ 投票箱の閉鎖の立会い。
(午後 1 時 30 分から午後 8 時まで従事する方のみ)
- ④ 投票箱を投票管理者とともに開票所へ送致する。
(午後 1 時 30 分から午後 8 時まで従事する方のうち、各投票所 1 名に依頼をさせていただきます。送致はタクシーで行い、その後、ご自宅へお送りいたします。タクシー料金は町が負担します。)
- ⑤ その他投票手続の全般について立会い。

(2) 執務時間

前半:午前 7 時から午後 1 時 30 分まで

後半:午後 1 時 30 分から午後 8 時まで

(3) 投票立会人選任の流れ (参議院議員通常選挙の場合、予定)

5 月 投票立会人推薦依頼

6 月上旬 推薦書提出期限

6 月中旬 投票立会人選任通知発送

各区からご推薦いただいた方に詳細を通知します。また、併せて事前提出物 (承諾書等) の提出を依頼します。

6 月下旬 事前提出物提出期限

7 月 選挙当日

8 月上旬 投票立会人報酬支払

投票立会人には町の報酬条例に基づき「報酬」が支給されます。長泉町における報酬額は「5,450円」です。

なお、この報酬額から所得税が控除されますので、実際に支給される額とは異なります。

(4) 投票立会人推薦の留意事項

- ・ 貴区管内に居住しており、選挙権を有する方を推薦してください。
- ・ 男女の区別はありません。

令和 7 年度長泉町区長連絡協議会事業計画(案)

長泉町区長連絡協議会の令和 7 年度事業について、下記のとおり計画します。

記

1 事業期間 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 区長会及び役員会の開催予定日時

開 催 日	会 議 名	内 容
令和 7 年 4 月 18 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 1 回区長会	役員の選出 行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 7 年 4 月 18 日(金)区長会終了後 防災センター3階第 1 会議室	第 1 回役員会	各種委員会委員等の選出 永年勤続表彰者の選考等
令和 7 年 5 月 9 日(金)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	第 2 回役員会	第 2 回区長会議題検討
令和 7 年 5 月 16 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 2 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 7 年 7 月 11 日(金)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	第 3 回役員会	第 3 回区長会議題検討
令和 7 年 7 月 18 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 3 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 7 年 10 月 17 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 4 回役員会	第 4 回区長会議題検討
令和 7 年 10 月 24 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 4 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和 7 年 12 月 5 日(金)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	第 1 回三役会	第5回役員会、区長会の開催等
令和 8 年 1 月 9 日(金)19:00～ 防災センター2 階第 1 会議室	第 5 回役員会	第 5 回区長会議題検討
令和 8 年 1 月 16 日(金)19:00～ 防災センター1 階多目的室	第 5 回区長会	行政事務連絡 区長連絡協議会事務連絡
令和8年 3 月 19 日(木)19:00～ 防災センター3階第 1 会議室	会計監査	区長連絡協議会会計監査

※原則として、役員会は日程どおり開催します。区長会は、第2回目以降は役員会で協議し、必要に応じて開催します。開催する場合は、別途通知します。(ただし、第4回役員会及び区長会は、議題の内容により開催を見送る場合があります。)

3 静岡県自治会連合会会議等開催予定時期

開催日	会議名	出席者	備考
令和7年6月27日(金)	静岡県自治会連合会 第1回理事会・研修会	会長	県自連 【会場:静岡市】
令和7年6月～8月頃 (未定)	静岡県自治会連合会 東部支部総会・研修会	会長 (研修:副会長、会計)	県自連東部支部 【会場:三島市】※予定
令和7年10月9日(木)	中部自治会連絡協議会 総会		中部自連 【会場:石川県金沢市】
令和7年10月23日(木) ～令和7年10月24日(金)	全国自治会連合会 大会		全自連 【会場:富山県富山市】
令和8年2月～3月頃 (未定)	静岡県自治会連合会 東部支部代表者会議	会長 (研修:副会長、会計)	県自連東部支部 【会場:三島市】※予定
令和8年2月27日(金)	静岡県自治会連合会 第2回理事会・研修会	会長	県自連 【会場:静岡市】

・令和9, 10 年度中部自治会連絡協議会当番県が静岡県となる予定

・県自連東部支部長および当番市町は三島市の予定

令和7年度長泉町区長連絡協議会予算【案】

長泉町区長連絡協議会の令和7年度予算について、下記のとおり定める。

長泉町区長連絡協議会会長

収入の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
前 年 度 繰 越 金	0	0	0	前年度からの繰越
補 助 金	600,000	600,000	0	町より事業補助
雑 収 入	150,000	150,000	0	保険加入手数料、預金利息等
合 計	750,000	750,000	0	

支出の部

(単位:円)

科 目	本年度予算額	前年度予算額	増 減	説 明
会 議 費	530,000	530,000	0	役員会、区長会、県自治会連合会等
負 担 金	37,000	37,000	0	県自治会連合会負担金
旅 費	20,000	20,000	0	県自治会連合会等出張
事 務 費	100,000	100,000	0	感謝状、賞状筒等
諸 経 費	40,000	20,000	20,000	振込手数料、慶弔費等
予 備 費	23,000	43,000	△ 20,000	
合 計	750,000	750,000	0	

※科目間の流用を認める。

令和7年度区長会選出委員名簿(案)

〔社会福祉協議会〕

1 社会福祉協議会理事 1名 (R7.6~R9.6)(会議数等:3回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
理 事				

2 社会福祉協議会評議員 1名 (R7.6~R11.6)(会議数等:3回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
評議員				

〔行政課〕

3 明るい選挙推進協議会 1名 (R7.4.1~R8.3.31)(会議数等:2回、街頭啓発あり)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔企画財政課〕

4 地域公共交通協議会 1名 (R7.4.1~R8.3.31)(会議数等:4回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔地域防災課〕

5 防災会議 1名 (R7.4.1~R9.3.31)(会議数等:1回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
会 長				区長会長

6 交通安全対策委員会 1名 (R7.4.1~R8.3.31)(会議数等:2回、街頭啓発4回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔福祉保険課〕

7 日本赤十字社長泉町分区協賛委員会 1名 (R7.4.1~R8.3.31)(会議数等:2回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
会 長				

8 民生委員推薦会 1名 (R7.4.1~R8.3.31)(会議数等:2~3回程度)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔健康増進課〕

9 健康づくり推進協議会 1名 (R7.4.1～R8.3.31)(会議数等:3回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔長寿介護課〕

10 「地域包括支援センター運営協議会」及び「地域密着型サービス運営委員会」 1名
(R7.4.1～R9.3.31)(会議数等:2回程度)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔くらし環境課〕

11 環境美化運動推進協議会 1名 (R7.4.1～R8.3.31)(会議数等:3回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

12 環境審議会 1名 (R7.4.1～R8.3.31)(会議数等:4回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔産業振興課〕

13 長泉わくわく祭り実行委員会 1名 (R7.4.1～R8.3.31)(会議数等:4回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委員長				区長会長

〔こども未来課〕

14 要保護児童対策地域協議会 1名 (－)(会議数等:1～2回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

〔生涯学習課〕

15 青少年問題協議会 1名 (R7.4.1～R9.3.31)(会議数等:3回)

職 名	氏 名	住 所	電 話	選出区
委 員				

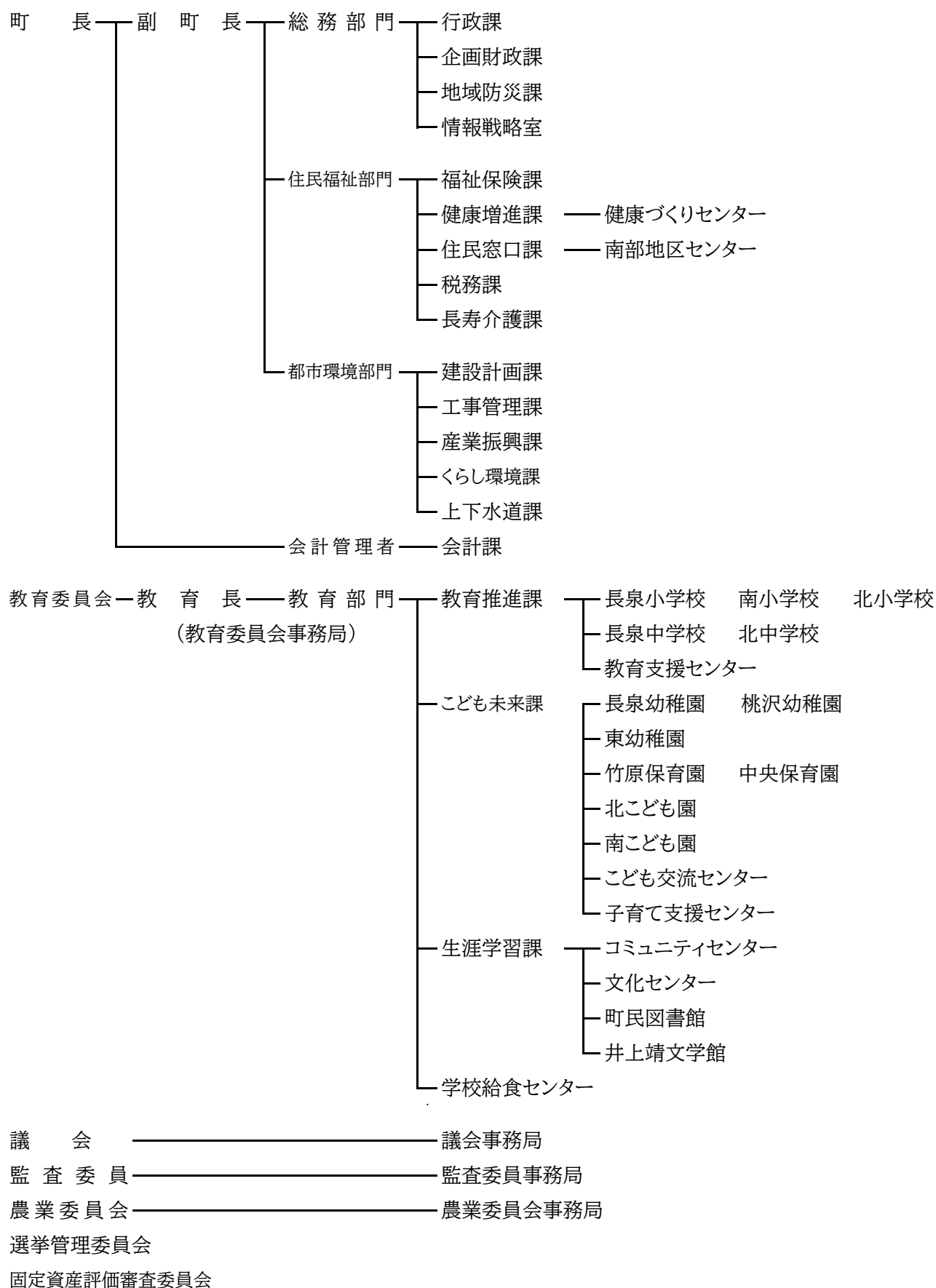
令和7年度区長連絡協議会選出委員の活動概要

担当部署	役員名	選出人数	任期	期間	会議の回数、時期	職務	備考
社会福祉協議会	社会福祉協議会(理事)	1名	2年	R7.6～R9.6 (定時評議員会迄)	3回(6/25、11/21、3/13)	法人運営の執行機関としての審議	
	社会福祉協議会(評議員)	1名	4年	R7.6～R11.6 (定時評議員会迄)	3回(6/25、12/3、3/26)	法人運営の議決機関としての審議	
行政課	明るい選挙推進協議会(委員)	1名	1年	R7.4.1～R8.3.31	会議等2回(5、9月)、街頭啓発:各選挙毎に1回	明るい選挙活動を効果的に展開するための意見・提言等、明るい選挙啓発ポスター作品審査、選挙時における街頭啓発	
企画財政課	地域公共交通協議会(委員)	1名	2年	R7.4.1～R8.3.31	4回(5、10、12、2月)	地域の実情に応じた乗合運送サービスに関する意見、提言等	
地域防災課	防災会議(委員)	1名	2年	R7.4.1～R9.3.31	1回(2月)	防災計画の作成及びその実施を推進、水防計画の調査審議	区長会長
	交通安全対策委員会(委員)	1名	1年	R7.4.1～R8.3.31	会議2回(6、2月頃)、街頭啓発4回(4、7、9、12月)	交通事情の実態把握及び交通安全施設に関すること、道路環境の整備及び交通道德の高揚に関することの審議等。また、年4回の街頭啓発に参加する。	
福祉保険課	日本赤十字社長泉町分区協賛委員会(会長)	1名	1年	R7.4.1～R8.3.31	2回(4、11月)	地域住民に対する社旨の普及、赤十字社員の増強を目的として、年2回県支部で開催される会議に会長として出席する。	
	民生委員推薦会(委員)	1名	1年	R7.4.1～R8.3.31	2～3回程度(随時)	民生委員・児童委員の推薦に係る審議	
健康増進課	健康づくり推進協議会(委員)	1名	2年	R7.4.1～R8.3.31	3回(6、10、2月頃)	健康づくり事業、保健衛生活動及び健康増進計画に関すること。その他、健康づくり施策の推進に関することの調査、審議を行う。	
長寿介護課	地域包括支援センター運営協議会・地域密着型サービス運営委員会(委員)	1名	2年	R7.4.1～R9.3.31	2回(6月、2月)	地域包括支援センター及び地域密着型サービスの適切な運営の検討	
くらし環境課	環境美化運動推進協議会(委員)	1名	1年	R7.4.1～R8.3.31	3回(5、10、3月)	環境美化運動推進協議会長 会議の議長 環境美化運営の責任者	
	環境審議会(委員)	1名	2年	R7.4.1～R8.3.31	4回(5、8、11、2月)	環境基本計画に関する調査・審議	
産業振興課	長泉わくわく祭り実行委員会(委員長)	1名	1年	R7.4.1～R8.3.31	4回(4、6、7、8月)	長泉わくわく祭り実行委員長 会議の議長、祭りの企画・運営責任者	区長会長
こども未来課	要保護児童対策地域協議会(委員)	1名	なし	—	1～2回(11月頃)	要保護児童等の早期発見、支援及び特定妊婦への適切な支援並びに虐待により保護する必要が生じるおそれのある児童への適切な対応を協議	
生涯学習課	青少年問題協議会(委員)	1名	2年	R7.4.1～R9.3.31	3回(6、11、2月)	青少年の指導・育成・保護に関する施策の審議及び関係機関の連絡調整	

※会議の回数、時期については変更になる場合があります。

行政組織図

(令和7年4月1日現在)



自治会と関連のある業務の問い合わせ先

※業務の詳細は、区長引継ぎ資料(令和7年1月 17 日長泉町区長連絡協議会)を参照してください。

担当課(電話番号)	業務内容
行政課(989-5500) ※区長連絡協議会事務局	① 区長会の開催 ② 自治会活動に伴う保険 ③ 消防後援会費 ④ 区役員等に対する報償 ⑤ 区の新設・区境の変更 ⑥ コミュニティ施設整備事業等補助金 ⑦ 自治会活動保険補助金 ⑧ 一般コミュニティ助成事業【(一財)自治総合センター】
地域防災課(989-5505)	① 防犯灯の管理 ② 交通安全施設の維持管理(区申請工事) ③ 防災資機材等整備事業補助金 ④ 自主防災対策事業補助金 ⑤ 地域防災組織育成助成事業【(一財)自治総合センター】 ⑥ 通学路防犯カメラ設置事業補助金
情報戦略室(918-2015)	① 広報紙の配布等 ② 自治会行事の情報提供
福祉保険課(989-5512)	① 日本赤十字社費会費 ② 避難行動要支援者避難支援
長寿介護課(989-5537)	① 高齢者生きがい対策事業費補助金
建設計画課(989-5520)	① 既存建築物耐震性向上事業費補助金
工事管理課(989-5518)	① 区申請工事
産業振興課(989-5516)	① わくわく祭りの開催
くらし環境課(989-5514)	① ごみステーションの新規設置・移設等
生涯学習課(986-2289)	① 地域づくり活動事業費補助金 ② 青少年健全育成事業【(一財)自治総合センター】
社会福祉協議会 (988-3920)	① 社会福祉協議会会費 ② 赤い羽根共同募金、歳末たすけあい募金

事 務 連 絡
令和7年4月18日

区 長 各 位

産業振興課長

第29回長泉わくわく祭りの開催について

春陽の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、長泉町の夏を彩る「長泉わくわく祭り」は、今年で29回目を迎え、8月2日(土)の開催に向けて準備を進めているところです。

今回も「産（企業）・民（住民）・官（行政）」という町を構成する方々の協働の機会と捉え、三者一体となって祭りを盛り上げようという趣旨で、別紙のとおり開催に向けて、実行委員会を組織し、実施内容について皆様と共に企画・運営を行ってまいります。ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、熱中症対策の強化のため、お祭りの開始時間の変更を検討しております。詳細は今後実行委員会で協議のうえ、広報誌等を通じてお知らせする予定です。

担 当／産業振興課 にぎわい企画チーム
(杉森・渡邊)

電 話／055-989-5516

FAX／055-989-5564

E-mail／sangyo@town.nagaizumi.lg.jp

第 29 回 長泉わくわく祭り開催概要（案）



- 1 名 称 第 29 回 長泉わくわく祭り
- 2 主 催 長泉町・長泉わくわく祭り実行委員会
- 3 後 援 静岡新聞社・SBS静岡放送、ボイス・キュー、コーストFM
- 4 協 賛 町内外企業等
- 5 開催日 令和7年8月2日（土） ※予備日は設けません。
- 6 会 場 大いちょう通り・長泉中央通り・コミュニティながいずみ
- 7 交通規制
 - 大いちょう通り（JAふじ伊豆下土狩支店前～下土狩駅東交差点）
 - 大いちょう通り（下土狩駅東交差点～八幡神社前交差点）
 - 長泉中央通り（ナオデンタルクリニック前～長泉中学前交差点）
- 8 内 容
 - 踊りパレード
 - キッズ踊りステージ
 - 飲食店の出店
- 9 くじ付きうちわ
 - 販売期間 6月16日(月)（予定）～お祭り当日
 - 販売場所 役場、商工会、ウェルピア、ベルフォーレ等
 - 販売本数 7,000本 ※区を通じての販売は行いません。



長泉町区長連絡協議会規約

第1条 本会は長泉町区長連絡協議会と称する。

第2条 本会の事務所を長泉町役場行政課内に置く。

第3条 本会は区長相互の親睦を図り、町政への協力と住民の福祉増進に関する共通の事項につき協議し、町政の発展と町民の福祉に寄与すると共に、消防事業を後援することを目的とする。

第4条 本会は各区長をもって組織する。

第5条 本会に次の役員を置く。

- ① 会 長 1 名
- ② 副会長 1 名
- ③ 理 事 5 名以内
- ④ 会 計 1 名
- ⑤ 監 事 2 名

第6条 本会の役員は会員中から互選し、会長は本会を代表し会務を司る。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 理事は会長の命を受けて会の運営を図る。

4 会計は会の会計を司る。

5 監事は会計を監査する。

第7条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条 本会は総会並びに臨時総会及び区長会並びに役員会とし、総会は年1回、臨時総会及び区長会並びに役員会は会長がこれを必要と認めたとき招集する。

第9条 会議は会員の過半数をもって成立し、議事は多数決で決める。

第10条 本会の経費は町の補助金その他を充て必要に応じて会費を徴収する。

第11条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 死亡弔慰金、家族弔慰金はそれぞれ別表第1により給付する。ただし、特別の事情ある場合は総会又は役員会において給付額を増減することができる。

第13条 この規約の改正は総会の議決による。

付 則

この規約は、昭和36年6月8日から施行する。

規約の一部改正 昭和46年4月14日

規約の一部改正 昭和57年12月3日

規約の一部改正 平成8年4月1日(暦年から年度への切替え)

別表第1

区 分	支給額
会員死亡	10,000円
同居の配偶者及び両親死亡	5,000円
その他同居の親族死亡	3,000円
会員傷病(10日以上)	3,000円

長泉町区長連絡協議会表彰規程

(目 的)

第1条 この規程は、本会員の永年勤続及び功績に対し表彰の基準方法等を定めたものである。

(表彰の基準)

第2条 本会員で次の各号に該当するときは、これを表彰する。

- ① 3年以上区長の職にあるもの、又はあったもの。
- ② その他本会又は区運営につき功績顕著であると認められるもの。

(在職年数の通算)

第3条 前条の在職年数は、中断した場合もこれを通算する。ただし、月の中で辞任した場合には、その月はこれを通算しない。就任した時も同様とする。

- 2 前項の在職年数は、毎年 3月31日を基準日として計算し、1年に満たない場合はこれを切り捨てる。

(表彰の方法)

第4条 表彰は役員選考後に開催される区長会において行い、表彰状又は感謝状をおくる。

(受賞者の選考)

第5条 表彰該当者等は会長が調査し役員会に諮って決定する。

(会長への委任)

第6条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

附 則

本規程は、昭和56年8月1日から施行する。

会員の在職通算の基算は、昭和35年4月1日(町制施行日)とする。

規程の一部改正 平成9年4月1日(第3条2項)

規程の一部改正 平成12年2月4日(第4条)

長泉町区長連絡協議会役員手当内部規程

（目 的）

第1条 この規程は、本会役員の活動に関する対価に対し、その基準方法等を定めたものである。

（役員手当等）

第2条 この規程において、支給する役員手当等は、次の各号に定めるところによるものとする。

（1）役員手当

役員(会長、副会長、会計、理事、監事)に支給する。支給額は別表とする。

（2）費用弁償

役員会等への出席に対し、交通費を支給する。支給額は別表とする。

（3）支給時期

役員手当、費用弁償の支給は毎年年度末とする。

（会長への委任）

第3条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

別表

役職名	役員手当	費用弁償
会長	30,000 円	3,000 円
副会長	15,000 円	2,500 円
会計	10,000 円	2,500 円
理事	5,000 円	2,500 円
監事	5,000 円	2,500 円

附 則

本規程は、令和5年1月13日から施行する。

長泉町区長連絡協議会消防団後援会費内部規程

（目 的）

第1条 この規程は、本会が消防事業を後援することを目的としていることに対し、その趣旨に賛同する世帯からの後援会費等の基準を定めたものである。

（会費等）

第2条 消防団後援会費については、1世帯あたり300円とする。ただし、消防団員を選出する世帯を除く。

（会長への委任）

第3条 本規程の施行に関して必要なことは会長が定める。

附 則

本規程は、令和6年1月12日から施行する。